

大磯町監査公表第 9 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 2 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

産業環境部美化センター

3. 監査の範囲及び事務

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された令和5年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和6年5月15日から令和6年6月20日まで

5. 監査の方法及び監査項目

令和6年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である美化センターより監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

一般廃棄物の収集・処理・処分、一般廃棄物処理施設の維持管理、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等、一般廃棄物処理手数料の賦課徴収に関する事務を行っている。

7. 監査の結果

令和5年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望事項)

リサイクルセンターで扱われる現金は、多額であり、町の大きな収入でもあります。今後も適切な現金の管理をお願いいたします。